

令和3年度 観光振興事業費補助金
城泊・寺泊による歴史的資源の活用事業

公募要領

■ 公募期間

令和3年5月24日（月）～令和3年7月5日（月） 17：00（必着）

■ 問合せ先

〒100-8918 東京都千代田区霞が関2-1-2

国土交通省 観光庁 観光地域振興部 観光資源課（担当：渡邊（祐）、川口、芝）

連絡先：電話 03-5253-8925（直通）

電子メール hqt-castle_temple_20[★]mlit.go.jp

※[★]を@に変更しお送りください。

※申請内容に関するお問合せは、電子メールをご利用ください。

令和3年5月

I. 概要

1. 背景・目的

「明日の日本を支える観光ビジョン」（平成 28 年 3 月 30 日明日の日本を支える観光ビジョン構想会議決定）に掲げられた 2030 年の訪日外国人旅行者数 6,000 万人、訪日外国人旅行消費額 15 兆円等の実現に向け、観光庁では、古民家等のさらなる活用を図るほか、城泊や寺泊など、泊まって楽しむ体験型宿泊コンテンツを開拓する取組を推進しております。

「令和 3 年度 城泊・寺泊による歴史的資源の活用事業」（以下「本事業」という。）は、上記の取組を推進するために、城や社寺を、日本ならではの文化が体験できる宿泊施設（城泊・寺泊）として活用するための取組（訪日外国人旅行者・上質な観光コンテンツを求める旅行者向けの滞在環境整備や体験コンテンツの造成・多言語化等）に対して支援を行うことで、特に地方部における訪日外国人旅行者の長期滞在や旅行消費額の増加等を目指すことを目的としています。

現在、新型コロナウイルス感染症により、国内各地の観光関連産業が影響を受けています。状況が収束した後、一日でも早く国内外から多くの観光客に国内各地を訪れていただけるよう、この時期に、広く観光客を受け入れるための泊まって楽しむ体験型宿泊コンテンツの開拓を着実に進めておくことが重要です。このような認識から、将来の反転攻勢のための基盤を整備するためにも、日本人旅行者による消費や宿泊を含め、国内外問わず需要を喚起する取組となることも期待し、本事業により支援を受けることを希望する事業者を募集します。

2. 募集に当たっての留意点

- ・ 本事業は、令和 3 年度の単年度事業として補助金の交付を行いますが、令和 4 年度以降も、本事業の成果を踏まえて、自ら継続して行う意向があることを前提とします。
- ・ 「城泊」とは、以下のいずれかに該当するものをいいます。
 - － 旅館業法（昭和 23 年法律第 138 号）上の旅館業の営業許可を得た城（天守閣、櫓及び城郭内の歴史的資源を含む。以下同じ。）において、宿泊滞在体験を伴った宿泊事業を行うもの
 - － 住宅宿泊事業法（平成 29 年法律第 65 号）上の住宅宿泊事業者としての届出をした城において、宿泊滞在体験を伴った宿泊事業を行うもの
 - － イベント民泊ガイドライン（平成 28 年 4 月 1 日付け観光庁観光産業課・厚生労働省医薬・生活衛生局生活衛生課発出）に基づくイベント民泊として開催地の自治体から承認を得た城において、宿泊滞在体験を伴った宿泊事業を行うもの
 - － その他城での宿泊滞在体験を伴った宿泊事業を行うものであって、自治体からの承認を得たもの
- ・ 「寺泊」とは、以下のいずれかに該当するものをいいます。

- 旅館業法上の旅館業の営業許可を得た社寺において、宿泊滞在体験を伴った宿泊事業を行うもの
- 住宅宿泊事業法上の住宅宿泊事業者としての届出をした社寺において、宿泊滞在体験を伴った宿泊事業を行うもの
- イベント民泊ガイドラインに基づくイベント民泊として開催地の自治体から承認を得た社寺において、宿泊滞在体験を伴った宿泊事業を行うもの
- その他社寺での宿泊滞在体験を伴った宿泊事業を行うものであって、自治体からの承認を得たもの
- ・ 本事業では、既に城泊・寺泊の取組を実施・運営中又は具体的な計画がある事業者等に対して支援しません（詳しくは「Ⅱ. 募集内容」をご覧ください）。
- ・ 本事業は、城泊・寺泊を訪日外国人旅行者・上質な観光コンテンツを求める旅行者向けに磨き上げるために、地域の関係者が連携して行う滞在コンテンツの充実、魅力向上、訪日外国人旅行者の受入環境整備等の取組を一体的に進める事業に係る経費の一部を支援しません（詳しくは「Ⅱ. 募集内容」をご覧ください）。
- ・ 本事業では、事業評価に基づき、補助対象事業者に対し指導・助言等を行い、それを受けて事業の執行の改善を行っていただくことがあります（詳しくは「Ⅳ. 留意点」をご参照ください）。
- ・ 本事業によって得られた成果や知見等について広く横展開を行うため、事業完了後に提出いただく資料等は、一般に公開する場合があります（詳しくは「Ⅳ. 留意点」をご覧ください）。

Ⅱ. 募集内容

1. 共通事項

(1) 補助対象について

全国各地に点在する城や社寺を、日本ならではの文化が体験できる宿泊形態として活用することで、訪日外国人旅行者・上質な観光コンテンツを求める旅行者の長期滞在・消費額増を図るため、宿泊施設の訪日外国人旅行者向け滞在環境整備、体験コンテンツの造成・多言語化、コンシェルジュ対応の充実等に要する経費の一部を補助する。

(2) 補助対象事業者について

補助対象事業者は、以下に掲げる者のうち、体制の構成主体に、暴力団又は暴力団員の統制の下にある団体が含まれておらず、事業を確実に実施することができる者とします。

- ・ 観光地域づくり法人（観光庁の観光地域づくり法人登録制度において登録された DMO であって、地域 DMO 又は地域連携 DMO である者に限る。以下同じ。）
- ・ 地方公共団体、観光地域づくり法人又は民間事業者を中心に構成される地域協議会
※ 地方公共団体単独での応募はできません。観光地域づくり法人又は民間事業者と地域協議会を組織した上で応募ください。
※ 地域協議会には、地方公共団体、観光地域づくり法人又は民間事業者の 3 者が構成員に含まれることが望ましいです。
- ・ 民間事業者等

(3) 補助率について

各事業の補助対象経費について、定率補助（補助率：1/2）により補助するものとし、個別事業毎に 800 万円を上限とします。

(4) 事業実施について

本事業において、補助対象事業者は、城や社寺を宿泊施設（城泊・寺泊）として活用し、訪日外国人旅行者の長期滞在・観光消費額の増加につながる具体的な事業計画案を観光庁に提出し、観光庁は提出された事業計画をもとに事前審査を行い、審査結果をふまえ、補助対象事業者に対して補助金額等を内示します。

内示を受けた補助対象事業者は、観光庁に次の書類を提出し、観光庁から「交付決定通知書」の通知を受けてから事業を実施することとします。

- 観光振興事業費補助金（城泊・寺泊による歴史的資源の活用事業）交付要綱（以下「交付要綱」という。）様式第 1（交付申請書）

2. 個別事項

2-1 城泊のインバウンド化・体験コンテンツ造成事業

(1) 事業対象

既に城泊の取組を実施している、又は具体的に計画している地域において、城泊の訪日外国人向け滞在コンテンツの充実、魅力向上及び訪日外国人旅行者の受入環境整備を行う取組を対象とします。

(2) 補助対象経費

訪日外国人旅行者の受入環境整備のために必要な事業に関する経費

- ①客室における改修及び寝具・家具の購入にかかる費用
 - ・訪日外国人旅行者が快適に滞在できる環境整備に関する経費
- ②多言語対応タブレットの購入及び設定費
 - ・訪日外国人旅行者が宿泊施設を快適に滞在し、日本ならではの文化体験が楽しめる環境整備を図るための経費
- ③ホームページ等 IT を活用した情報提供・案内・予約システムの整備費及び多言語対応にかかる費用
 - ・訪日外国人旅行者が該当施設の情報収集及びスムーズな予約が出来る導線の整備に関わる経費（WEBでの情報提供に伴う、情報発信メディアへのコンテンツ提供も含む）
- ④施設内における多言語案内の制作及び設置費用
 - ・多言語での案内に関わる整備・改良（案内標識、掲示物、コンテンツ作成）に関する経費
- ⑤感染症対策対応整備に必要な経費
 - ・感染予防対策のための経費及び安全・安心に滞在できる環境整備に必要な経費

訪日外国人旅行者向けの体験型・滞在型コンテンツの充実及び魅力向上のために必要な事業に関する経費

- ⑥体験型・滞在型コンテンツの企画・造成・改善（多言語対応等）にかかる費用
 - ・訪日外国人旅行者に訴求し得る地域の観光資源の抽出に係る経費、地域の観光資源を活用した体験型・滞在型コンテンツやプログラムの開発・改善に係る経費、関係事業者との検討会開催経費
- ⑦旅行商品の企画開発・課題抽出やモニターツアーにかかる費用
 - ・外国人モニターによる、既存の観光資源や体験型・滞在型コンテンツのモニタリングに係る経費、モニタリングによる課題抽出・整理に係る経費、意見を踏まえたコンテンツの改善に係る経費
 - ※新型コロナウイルスの影響により、海外在住の外国人モニターの招聘が困難な場合を鑑みた代替措置も可能とする
- ⑧滞在時の案内を行うコンシェルジュの養成に必要な経費
 - ・訪日外国人旅行者へのスムーズなサービス提供を行うための、コンシェルジュ養成

に必要な経費

2-2 寺泊のインバウンド化・体験コンテンツ造成事業

(1) 事業対象

既に日本人向けに運営がされている寺泊において、訪日外国人旅行者向け滞在コンテンツの充実、魅力向上及び訪日外国人旅行者の受入環境整備を行う取組を対象とします。

(2) 補助対象経費

訪日外国人旅行者の受入環境整備のために必要な事業に関する経費

①客室における改修及び寝具・家具の購入にかかる費用

- ・訪日外国人旅行者が快適に滞在できる環境整備に関する経費

②多言語対応タブレットの購入及び設定費

- ・訪日外国人旅行者が宿泊施設を快適に滞在し、日本ならではの文化体験が楽しめる環境整備を図るための経費

③ホームページ等 IT を活用した情報提供・案内・予約システムの整備費及び多言語対応にかかる費用

- ・訪日外国人旅行者が該当施設の情報収集及びスムーズな予約が出来る導線の整備に関わる経費（WEBでの情報提供に伴う、情報発信メディアへのコンテンツ提供も含む）

④施設内における多言語案内の制作及び設置費用

- ・多言語での案内に関わる整備・改良（案内標識、掲示物、コンテンツ作成）に関する経費

⑤感染症対策対応整備に必要な経費

- ・感染予防対策のための経費及び安全・安心に滞在できる環境整備に必要な経費

訪日外国人旅行者向けの体験型・滞在型コンテンツの充実及び魅力向上のために必要な事業に関する経費

⑥体験型・滞在型コンテンツの企画・造成・改善（多言語対応等）にかかる費用

- ・訪日外国人旅行者に訴求し得る地域の観光資源の抽出に係る経費、地域の観光資源を活用した体験型・滞在型コンテンツやプログラムの開発・改善に係る経費、関係事業者との検討会開催経費

⑦旅行商品の企画開発・課題抽出やモニターツアーにかかる費用

- ・外国人モニターによる、既存の観光資源や体験型・滞在型コンテンツのモニタリングに係る経費、モニタリングによる課題抽出・整理に係る経費、意見を踏まえたコンテンツの改善に係る経費

※新型コロナウイルスの影響により、海外在住の外国人モニターの招聘が困難な場合を鑑みた代替措置も可能とする

⑧滞在時の案内を行うコンシェルジュの養成に必要な経費

- ・ 訪日外国人旅行者へのスムーズなサービス提供を行うための、コンシェルジュ養成に必要な経費

3. 対象経費に関する補足

補助対象事業実施のために必要となる経費となりますが、以下の①～③の条件を全て満たすものを対象とします。

- ①使用目的が本事業の遂行に必要なものと明確に特定できる経費
- ②事業実施期間中の契約・発注により発生した経費
- ③証拠書類によって契約・支払い金額が確認できる経費

<本事業の対象経費にならない例>

完了実績報告書等の確認時に、支出内容に以下のような補助対象外経費が含まれていることが判明した場合には、当該支出を除いて補助対象経費を算出します。

- ・ 国、都道府県、市区町村等により別途、補助金、委託費等の支給がされている活動に関する経費
- ・ 恒久的な施設の設置、大規模な改修に係る費用、耐久消費財や用地取得等、本事業の範囲に含まれ得ない経費
- ・ コミュニティファンド等への初期投資（シードマネー）、出資金
- ・ 人件費（本事業のために臨時で雇用する者（アルバイト）の賃金は除く）、旅費、事務所等に係る家賃、保証金、敷金、仲介手数料、光熱水費、通信料等の補助対象事業者における経常的な経費
- ・ 親睦会に係る経費
- ・ 振込手数料
- ・ 国の支出基準を上回る謝金費用
- ・ 既に提供されているコンテンツを活用して新たな事業を実施する場合における、既に提供されているコンテンツ部分の費用
- ・ 本事業の対象事業として補助金交付決定を受ける前の経費
- ・ その他本事業に関係しないと思われる経費

4. 事業の募集に当たってのポイント

- ・ 受入環境整備・コンテンツ造成を一体的に行うことが望ましい観点から、事業の応募前に活用や体験コンテンツの造成に伴う、管理者や周辺関係者との合意、又は合意に向けた事前調整を行うようにしてください。
- ・ 開業準備中、実施計画中の場合は具体的な開業時期を事業計画に記載してください。また、当該事業を実施した結果の効果測定に関しても具体的に明記してください。
- ・ 訪日外国人旅行者が中・長期的に楽しむことが出来る滞在環境整備、体験コンテンツ

造成を目的としていることから、数日間のイベントやモニターツアーのみの実施、広報素材のみの作成など、訪日外国人の旅行消費額の増加や長期滞在への寄与度が低いと考えられるものについては、採択しません。

- ・ 地域資源の面的な活用を推進する観点から、地域の城や社寺、重要文化財、史跡、自然公園、日本遺産、伝統文化等との連携や地域一体となった事業を優先的に採択します。
- ・ 造成する体験コンテンツについては、効果的な集客・プロモーション手法についても併せて明記し、訪日外国人旅行者の集客に向けた、具体的な取組を記載してください。

5. 本事業の実施に付随する業務

補助対象事業者には、本事業の実施に付随し、以下の業務にも取り組んでいただくことにご留意ください。

付随する業務についての詳細は、事業採択後に別途お知らせします。

(1) 事業遂行状況の報告

補助対象事業者は、補助対象事業の遂行状況について、四半期毎に遂行状況報告書を提出してください。（詳しくは、「IV.留意点 2. 事業期間中について」をご覧ください。）

(2) 中間評価の提出

補助対象事業者は、(1)のうち第2四半期の遂行状況の報告にあたっては、補助対象事業の遂行状況の中間評価を行った結果を踏まえた内容とし、令和3年10月末日までに提出してください。観光庁は、提出された遂行状況報告書及び中間評価を確認し、補助対象事業者に対し適切な指導・助言等を行います。補助対象事業者は当該指導・助言等に従うこととします。

(3) 事後評価の提出

補助対象事業者は、実施された本事業に関する総評として、補助対象事業の事後評価を行い提出してください。事後評価では、事業効果の発現状況や、事業実施による環境の変化、改善措置の必要性等を取りまとめることとします。（詳しくは、「IV.留意点 3. 事業完了後について」をご覧ください。）

6. 事業の実施期間

原則として、補助金の交付決定後から令和4年3月18日までの期間を、経費計上の期間とします。

ただし、事業完了後、令和4年度以降も事業後の状況について調査する場合があります。

Ⅲ. 補助対象事業者の選定

1. 補助対象事業者

(1) 選定方法・選定数

補助対象事業者の選定に当たっては、以下に示す「選定基準」に従って、応募期限までに応募があったものの中から、観光庁において選定を行います。

(2) 選定基準

①形式審査

応募主体・事業内容が、「Ⅱ. 募集内容」に掲げる要件を満たしていること。

②内容審査

応募内容に対し、次の各項目について審査します。必要に応じて、ヒアリング（遠隔によるものを含む）の実施又は追加資料の提出を求める場合があります。

<審査における審査項目及び加点ポイント>

コンセプトの有効性	<p>【審査項目】</p> <ul style="list-style-type: none">地域の観光資源の特色を踏まえた城泊・寺泊における活用方法が示されていること。本事業のゴール・KPI設定が明確であること。 <p>【加点ポイント】</p> <ul style="list-style-type: none">コンテンツ造成に当たり、ユニークベニュー等（文化財、重要伝統的建造物群保存地区、農泊地域等）の活用などの観点が含まれている。補助対象事業と、それに関連する地域の取組との相乗効果が大きい。地域の観光戦略が事業計画に明記されており、これに適合した取組であること。
誘客の蓋然性	<p>【審査項目】</p> <ul style="list-style-type: none">本事業のターゲットとする訪日外国人旅行者像・日本人旅行者像（ペルソナ）が明確に設定されていること。本事業に係るマーケティング戦略、誘客・プロモーション計画が具体的であり、有効性が認められること。 <p>【加点ポイント】</p> <ul style="list-style-type: none">上質な観光サービスを求めこれに相応する対価を支払う訪日外国人をターゲットとした提案がなされている（対象とする層が根拠と共に明確に示されている）。本事業のプロモーションに際して、OTA（Online Travel

	Agency) の活用やSEO (Search Engine Optimization) 対策、ハッシュタグマーケティング等について具体的な戦略がある。
実行力	<p>【審査項目】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 取組を進める上で必要となる行政機関等の許認可や地元等との調整が取れていること（又は取れる見込みであること。）。 ・ 城泊、寺泊による歴史的資源の活用を行うことで、地域への波及効果を促すことを検討、又は実行していること。 ・ 外国語対応体制が確保されている、又は本事業により確保しようとしている。 ・ 事業の目的達成及び円滑な事業計画の遂行に必要な組織・人員等を、質量双方の観点で十分に備えている、又は備える予定がある。 <p>【加点ポイント】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 観光地域づくり法人が申請主体若しくは地域協議会の一員である、又は密接に補助対象事業の実施に関与している。 ・ 地域における交通アクセスに関する効果的な課題解決手法が提案されている。 ・ 事業実施主体に地域で面的に本事業を実行する能力があり、そのための体制が整備されていること。 ・ 申請団体となる代表主体の主導により、実施体制における役割が適切に分担され、明確となっていること。
継続可能性	<p>【審査項目】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 提案段階において、令和4年度以降の継続・拡大意思があること。 ・ 本事業を自ら継続させるための採算性の確保策が明確であること。 <p>【加点ポイント】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 地域における人材確保や育成の仕組みについて考慮されている。 ・ 事業推進に当たり、経済効果の観点に限らずではなく、地域住民にも配慮し、地域の文化やまちづくりにコミットできる持続可能な観光の在り方が検討されている。

(3) 選定結果の公表

選定結果については、観光庁から、選定者に対して通知するとともに、観光庁のウェブサイトにて選定団体名、事業内容等について公表します。公表前における選定・不選定に関する質問及び公表後の選定・不選定の理由に関する個別の問合せはお控えください。

(4) 応募・選定に関する備考

新型コロナウイルス感染症の防疫等の観点に鑑み、下記対応とします。

- ・ 申請書類一式は、全て観光庁HP上でダウンロードください。
- ・ 問合せについては、電子メールをご利用ください。
- ・ 感染拡大防止の各種対応策に伴い、申請時点の事業計画にて現状実施することが困難な内容はその旨を明記してください。（例：モニターツアーを外国から招聘出来ない可能性がある等）
- ・ 新型コロナウイルス感染症の状況により、本事業の実施期間の変更等が生じる可能性があります。

2. 応募方法

申請書類は、紙媒体5部の郵送又は電子メールにより提出してください。

【宛先】 〒100-8918 東京都千代田区霞ヶ関2-1-2

国土交通省 観光庁 観光地域振興部 観光資源課

担当：渡邊（祐）、川口、芝

連絡先：電話 03-5253-8925（直通）

電子メール hqt-castle_temple_20[★]mlit.go.jp

※上記の「★」記号を「@」記号に置き換えてください。

【応募する際の留意点】

申請書類受領連絡は、受領確認後、観光庁から2開庁日後までに電子メールにて連絡します。宛先に到着する予定の時点から2開庁日を経過しても連絡がない場合は、件名の冒頭に【提出確認】と付記したメールにて、お問合せください。

【応募期限】 令和3年7月2日（金） 17:00（必着）

注： 当該期限までに観光庁が受領したものを有効として取り扱います。

【提出内容】

- ・ 事業概要説明書
※ 事業概要説明書は、観光庁等が公表することを前提として作成してください。
- ・ 誓約書（地域協議会は「誓約書（協議会構成員用）」も含む）
- ・ 事業計画（地域協議会は「事業計画（協議会構成員用）」も含む）
- ・ 別紙1 事業の工程計画の詳細

- ・別紙2 宿泊施設の実績及び目標
- ・別紙3 補助対象事業者の課税種別、補助金申請額
- ・経費の内訳

※事業概要説明書以外の申請書類は、まとめて一つの PDF 形式の電子ファイルにして提出してください。

【交付決定通知】令和3年8月上旬頃を予定

※応募状況等により前後する可能性があります。

【その他、注意事項】

- ・各様式は日本産業規格 A 列 4 版 (A4)、また日本語で作成してください。
- ・郵送により提出された書類一式は、原則として返却しません。

3. 公募手続に関する質問

【質問受付期間】

令和3年5月24日(月)～令和3年7月5日(月) 17:00(必着)

【質問方法】

電子メールにてお問い合わせください。

【宛先】 hqt-castle_temple_20[★]mlit.go.jp

※ 上記の「★」記号を「@」記号に置き換えてください。

IV. 留意点

1. 申請内容等について

- (1) 本事業の内容が宗教活動や政治活動を目的としないこと。
- (2) 本事業の内容に、具体的な実現見込みのない取組を記載しないこと。
- (3) 本事業の選定を受けた者は、交付決定を受けた後、本事業の内容を変更する場合又は本事業を中止若しくは廃止しようとする場合は、次の書類を提出いただき、事前に観光庁の承認を得なければならないこととします。
 - 交付要綱様式第3（交付決定変更申請書）
 - 交付要綱様式第7（補助対象事業中止（廃止）承認申請書）
- (4) 申請書類に虚偽の記載を行う、ヒアリング時に虚偽の発言をするなどした場合は、本申請を無効とします。補助金の交付決定後に虚偽等が発覚した場合も同様で、経費の一部又は全部が支払われないことがあります。

2. 事業期間中について

補助対象事業者は、補助対象事業の遂行状況について、各四半期（第4四半期は除く。）が終了する月の翌月末日までに観光庁に次の書類を提出していただきます。

- 交付要綱様式第8（補助対象事業遂行状況報告書）
- ※ 事業期間内に事業が完了しない見込みである場合や、観光庁から求めがあった場合は、速やかに上記報告書の提出や報告を行うものとします。

3. 事業完了後について

- (1) 補助対象事業者は、事業完了日から起算して一ヶ月を経過した日又は令和4年4月10日のいずれか早い日までに、観光庁に次の書類を提出していただきます。
 - 交付要綱様式第9-1（補助対象事業完了実績報告書）
 - 事業の事後評価（事後評価書類の様式は別途指定します。）
- ※ 補助対象事業の全部が事業期間内に完了しないときには、令和4年4月30日までに観光庁に次の書類をと、必要に応じて参考となる資料を添えて提出してください。
 - 交付要綱様式第9-2（補助対象事業年度終了実績報告書）
- (2) 事業完了後には、各地域における訪日外国人旅行消費額の拡大に向けた取組の参考となるよう、補助対象事業者が提出した書類、観光庁による指導・助言等の内容、事業成果等を観光庁等が公表を行う場合があります。
- (3) 令和4年度以降においても、観光庁が必要と判断した場合、本事業後に当該事業に係る報告を求めることや、関係者への事情聴取、事業成果の発表を求める場合があります。

4. 事業経費・補助金の支払いについて

- (1) 応募申請時においては定量的な成果目標を示していただき、その達成状況及び事業報

告内容によっては、一部又は全部の経費を国が支払わない場合があります。

- (2) 経費計上の対象期間は、原則として、補助金の交付決定後から令和4年3月18日までの期間とします（ただし、この期間外の見組についても対象とすると観光庁が判断した場合は、この限りではありません。）。このため、応募に要する経費等は、補助金の交付決定前に発生する経費であり、対象とはなりません。
- (3) 補助対象事業者は、補助対象経費に係る補助金について収入及び支出に関する帳簿を備え、他の経理と区別して補助金の使途を明らかにしておくとともに、当該帳簿及びその内容を証する書類（契約書、支払い領収書等）を整理して、事業終了後5年間保存しなければなりません。
- (4) 事業報告内容を審査したのち、観光庁より額の確定通知書を通知します。確定通知を受領後すみやかに、観光庁に次の書類を提出してください。

○ 交付要綱様式第11（支払請求書）

- (5) 観光庁では、支払請求書を受領してから1か月程度で、補助金を交付します（国土交通省大臣官房会計課長から指定口座に振込み）。

※ 補助金は経理上、交付を受けた事業年度における収益として計上するものであり、法人税等の課税対象になります。

5. メディア等からの問合せ等について

メディア等から開発事業について問合せや取材があった場合、必ず事前に観光庁に報告をするとともに、その内容が記事掲載又はテレビ放送などされる前に、必ず観光庁にその内容を報告してください。また、その報告の内容を事業報告に含めていただく場合があります。

6. その他

- (1) 提出書類は、行政文書に当たるため、「行政機関の保有する情報の公開に関する法律」（平成11年法律第42号）に基づき、開示請求があった場合は、開示対象となる場合があります。
- (2) 提出書類の作成に係る費用は提出者の負担とします。
- (3) 補助対象事業者は、取得財産について、一定の期間※を経過するまでの間、大臣の承認を受けずに補助金の交付の目的に反して処分をしてはなりません。一定の期間を経過するまでの間に所得財産の処分を行うとするときは、あらかじめ観光庁に次の書類を提出し、承認を受ける必要があります。この場合、原則として、残存価額に相当する額を返還することになります。

○ 交付要綱様式第12-1（財産処分等承認申請書）

○ 交付要綱様式第12-2（財産処分等収入金報告書）

※ 補助対象事業者等が補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産のうち処分を制限する財産及び補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産の処分制限期

間を定めた件（平成 22 年国土交通省告示第 505 号）で定めた期間

- (4) 本事業の実施状況確認のため、観光庁（又は観光庁の委託を受けた者）が実地検査を行う場合があります。また、本事業終了後、会計検査院等による実地検査・監査が行われる場合があります。これらの検査等により、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律等の規定に違反した実態が明らかとなった場合、補助金の返還命令等の処分がなされる可能性があります。この場合は、補助対象事業者はこれに従わなければなりません。
- (5) 本事業への応募に係る提出書類により観光庁が取得した個人情報については、法令等により提供を求められた場合を除き、以下の利用目的以外に利用することはありません。
- ・ 本補助対象事業における補助対象事業者の審査・選考・事業管理のため（審査には、国（独立行政法人を含む。）及び申請書記載の金融機関等に対し、当該機関の実施する補助金、助成金の交付又は応募内容の異同の判断のため、情報提供する場合を含む。）。
 - ・ 認定後の事務連絡、資料送付、効果分析等のため。
 - ・ 応募情報を統計的に集計・分析し、応募者を識別・特定できない形態に加工した統計データを作成するため。